

議案第 96 号

令和 7 年度松阪市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 32 条第 2 項の規定に基づき、令和 7 年度松阪市水道事業会計未処分利益剰余金を別紙のとおり処分することについて、議会の議決を求める。

令和 8 年 9 月 2 日 提出

松阪市長 竹 上 真 人

令和 7 年度松阪市水道事業剰余金処分計算書

(単位:円)

	資本金	資本剰余金	未処分利益剰余金
当年度末残高	15,352,478,064	14,119,354	265,275,847
議会の議決による処分数額	0	0	△ 135,020,145
利益積立金の積立て	0	0	△ 135,020,145
処分後残高	15,352,478,064	14,119,354	(繰越利益剰余金) 130,255,702